

(註) 今、直線式を  $y = a + bx$  とする。(但し、 $x$  は年齢、 $y$  は所得乃至支出とす。)

兩邊を  $x$  で除すると、 $\frac{y}{x} = \frac{a}{x} + b$

今、 $\frac{y}{x} = z$  とおけば、 $z = \frac{a}{x} + b$

微分すれば、 $\frac{dz}{dx} = -\frac{a}{x^2}$

次に  $a \sqrt{a_0}$  として、夫々の微分商を求めれば

$\frac{dx_1}{dx} = -\frac{a_1}{x^2}$ ,  $\frac{dx_0}{dz} = -\frac{a_2}{x^2}$

$a_1 \sqrt{a_0}$  であるから、 $-\frac{a_1}{x^2} \sqrt{a_0}$

故に、 $\frac{dx_1}{dx} \sqrt{\frac{dz_0}{dx}}$

### 産兒制限實態調査結果の

### 概要(第一次報告)

篠崎信男

金子章

小林和正

#### 目次

- 一、序
- 二、回収率
- 三、有効率

- 四、受胎調節實行者の割合
- 五、受胎調節の意圖及び實行不實行の理由
- 六、受胎調節と収入
- 七、受胎調節と教育程度
- 八、受胎調節と年齢
- 九、受胎調節と結婚年齢
- 十、受胎調節と婚姻持續期間
- 十一、受胎調節とその開始の時期
- 十二、受胎調節と子供數
- 1. 現存子供數
- 2. 希望子供數
- 3. 受胎調節開始時の生存子供數
- 十三、受胎調節の出産間隔に及ぼす影響
- 十四、受胎調節の方法及びその効果
- 十五、實行者が最良と思う受胎調節の方法
- 十六、受胎調節の知識を得た事情
- 十七、將來における受胎調節の希望
- 十八、人工妊娠中絶

#### 一、序

今回行つた産兒制限實態調査は昭和二十二年一月十五日現在にて、厚生省、都廳、東京大學醫學部の職員、及び日本鋼管株式會社、富士電機株式會社、味の素株式會社の工場勤務者を對象として、第一回配票調査を行い更に四月一日現在にて、内務省、商工省、運輸省、農林省の職員を對象として、第二回配票調査を行いその結果を集計したものである。

- 調査の中心課題は
1. 「産兒制限」が社會の各層にどれだけ行われているか？
  2. どういう理由で行われているのか？

3. 「産児制限」の効果は家族にどう現われているか？
4. 「産児制限」を行つてゐるものはどんな方法を選んでゐるか？
5. 社會の各層から産児制限がどんなに希望されてゐるか？  
などである。

あらゆる努力をもつて調査の正確を期したのであるが、何分その性質上非常に困難な調査であるし、特になおパイロット・サーヴェイとして、対象の數や範圍が限られてゐるから、この結果の取扱いについてはこの點十分に注意されねばなるまい。たゞ本邦には從來産児制限の實態に関する何等見るべき資料がなかつたので、一應の参考資料としてここに發表する次第で、決定的な論斷は今後繼續して行われる本格的調査にまつこととする。

### 二、回収率

第一表に依れば官公職員に対する配布數計三五七二票中、回収數は一五七票で、その回収率三三・四％である。これに對し、工場勞務者の回収率が一五〇〇票中、八五〇票の五六・七％で特に好成绩を示してゐるのは、組織立つた勞働組合を介して調査した結果と考えられる。

官公職員中特に、農林省が四九・六％の好成绩をあげてゐるのも同省職員組合の手を経て行つたためであると考へられる。

第一表 回収率

| 官公職員 | 配布數   | 回収數   | 回収率   |
|------|-------|-------|-------|
| 内務省  | 三五七二  | 一、一五七 | 三三・四％ |
| 商工省  | 三〇〇〇  | 九一    | 三〇・三  |
| 運輸省  | 三〇〇〇  | 七五    | 二五・〇  |
| 農林省  | 一、五〇〇 | 三八〇   | 二五・三  |
| 内務省  | 二七二   | 一三五   | 四九・六  |

産児制限實態調査結果の概要(第一次報告)

| 厚生省  | 東大醫學部教職員 | 工場勞務者 | 内務省  | 富士電機 | 味の素  | 總計    |
|------|----------|-------|------|------|------|-------|
| 三〇〇  | 七〇〇      | 一、五〇〇 | 七〇〇  | 四〇〇  | 四〇〇  | 五、〇七二 |
| 九九   | 三三〇      | 八五〇   | 三三四  | 二〇三  | 三三三  | 二、〇〇七 |
| 三三・〇 | 四八・九     | 五六・七  | 四四・九 | 五〇・八 | 八三・三 | 三九・六  |

しかし乍ら總計して、配布數五〇七二票中二〇〇七票、三九・六％の回収率は、調査の性質上として悪成績とは言ひ得まい。蓋し回収成績は被調査者の性生活に對する關心に左右されるところが極めて大きいからで、特にまた過去戦時中出產獎勵の聲が高かつた爲に斯かる調査に對して戸迷う傾向も見られ、白紙の票も相當あつた。しかしその反面回答者は一般に非常に眞面目で、正直に記入してゐる。

### 三、有効率

回収票二〇〇七票について、その内容のいかかわしきものを除き、記入事項に多少空白はあつても集計の可能なるものを有効票としたが、その結果は第二表の示す如くで、官公職員も工場勞務者も共に有効率は八五％以上の成績である。調査内容自體の困難性に加えて、調査票様式の不備もあつたことを考へると、八五％以上の有効票を得たことは比較的に好成绩と言わねばなるまい。

第二表 有効票無効票別

| 官公職員  | 工場勞務者 | 有効票  | % 無効票 | %    |
|-------|-------|------|-------|------|
| 一、〇〇四 | 七六〇   | 八六・八 | 一五三   | 一三・二 |
| 八九・四  | 九〇    | 一〇・六 |       |      |

總計 一、七六四 八七・九 二四三 一一・一

四、受胎調節實行者の割合

有効票一七六四票について、受胎調節實行者不實行者の割合を示すと第三表の如くである。本表に依れば受胎調節實行者は總計四六〇人にて、二六・一%の實行率であるが、職業によつて實行者の割合は相當ちがつてゐる。官公職員は三二・六%で工場勞務者の一七・五%より高い。更にこれらを内譯別にみると教官技官において、最も高く四〇%以上であり、工員において最も低く、一五・七%となつてゐる。

第三表 避妊實行不實行の別

| 官公職員         | 實行者 |    | 不實行者 |    | 總計   | 實行率  |
|--------------|-----|----|------|----|------|------|
|              | 現在  | 過去 | 不明   | 不明 |      |      |
| 公務員          | 三七  | 九  | 二九   | 七七 | 一、〇四 | 三・六  |
| 事務官          | 一五  | 五  | 一    | 一  | 二〇   | 三・一  |
| 技官           | 九   | 五  | 七    | 一  | 二二   | 四・四  |
| 教官           | 六   | 七  | 二    | 三  | 一八   | 三・三  |
| 官吏と記入せる者及その他 | 七   | 四  | 三    | 三  | 一七   | 三・七  |
| 工場勞務者        | 一三  | 一  | 六    | 七  | 二七   | 一五・七 |
| 技術者、事務費      | 三   | 三  | 八    | 二  | 一六   | 一八・七 |
| 工員           | 一〇  | 三  | 三〇   | 五  | 四八   | 一五・七 |
| 總計           | 一〇〇 | 二七 | 一七   | 一〇 | 一五四  | 二六・一 |

〔註〕 現在は現在實行の中の者

過去は過去實行して現在實行していないもの

時期不明は實行時期の記入していないもの

更に實行者中過去に實行したが現在は實行していないものを取り出して

見ると、官公職員では三二七名中八九名、工場勞務者では一三三名中二八名

である。但しこれら現在不實行の理由が年齢上最早受胎調節の必要がなくなつたためであるか、或は出産を欲するがためであるかは不明で、少くともこの中にあるものは、次の子供が出生すれば、再び實行を開始するものと想像される。

五、受胎調節の意圖及び實行不實行の理由

第四表は第二回調査において新に追加した質問事項「如何なる目的意圖を以て實行したか」についての集計結果である。(故に總數は第二回調査者中實行者の數であつて全體の數ではない。) 出産間隔を延ばすためと、計畫的に子供を産むためとが壓倒的に多いのは問題の性質上當然のことである。その他の意圖によるものが多少あり、無計畫的な實行者はわづかに一名に過ぎない。兩次調査に共通な細目記式の實行理由を適當に集約分類して

第四表 受胎調節の意圖別頻度

| 事務官         | 技官 | 官吏と記入せる者及びその他 | 總計 | 割合  |       |
|-------------|----|---------------|----|-----|-------|
| 計畫的に子供を産むため | 二一 | 一七            | 一六 | 五四  | 三五・八% |
| 出産間隔をのばすため  | 二二 | 一九            | 一七 | 五九  | 三九・一  |
| 計畫的に子供を産むため | 四  | 三             | 二  | 九   | 五・九   |
| 計畫的に子供を産むため | 一  | 一             | 一  | 一   | 〇・七   |
| その他         | 一四 | 七             | 七  | 二八  | 一八・五  |
| 無記          | 六三 | 四六            | 四二 | 一五一 | 一〇〇・〇 |
| 無記          | 一一 | 一〇            | 一一 | 三三  |       |

〔註〕 第四表は第二回調査においてのみ調査した事項で〔計〕の數字が該調査票數を示す。

集計せる結果は第五表の示すが如くで、これに依ると子供の養育に關する

経済上の理由が何れも多い。特に工員においては回答者中四〇%以上を占めている。次は妊娠出産に関する母體上の理由であり、更に第三位は以上の二つの理由を併記したものである。この數字は避妊行為が出産それ自體よりもその後に来るべき、經濟問題により多く左右されていることを示すものといえよう。右に對照し不實行者の不實行理由を問うたものが第六表

第五表 實行者實行理由

|      | 官公職員 | 工場技術員 | 事務員 | 工員  | 總計     | 割合 |
|------|------|-------|-----|-----|--------|----|
| A    | 五〇   | 二     | 一一  | 六三  | 一四・九%  |    |
| B    | 九七   | 九     | 三三  | 一三八 | 三二・七%  |    |
| C    | 三三   | 一     | 一   | 三五  | 八・三%   |    |
| D    | 七    | 二     | 七   | 一六  | 三・八%   |    |
| AB   | 三七   | 五     | 三   | 四五  | 一〇・七%  |    |
| AC   | 一七   | 二     | 一   | 一九  | 四・五%   |    |
| AD   | 二    | 一     | 六   | 八   | 一・九%   |    |
| BC   | 三四   | 一     | 一   | 三五  | 八・三%   |    |
| BD   | 五    | 三     | 六   | 一四  | 三・三%   |    |
| CD   | 一    | 一     | 一   | 一   | 〇・二%   |    |
| ABC  | 二二   | 一     | 一   | 二二  | 五・二%   |    |
| ABD  | 二    | 二     | 五   | 九   | 二・一%   |    |
| ACD  | 四    | 一     | 二   | 七   | 一・七%   |    |
| BCD  | 四    | 二     | 一   | 六   | 一・四%   |    |
| ABCD | 二    | 一     | 一   | 四   | 一・〇%   |    |
| 計    | 三二六  | 三二    | 七五  | 四三二 | 一〇〇・〇% |    |
| 無記入  | 一一   | 一     | 二六  | 三八  |        |    |

- 〔註〕 A … 妊娠出産に関する母體上の理由  
 B … 子供の養育に関する經濟上の理由  
 C … 子供の養育に伴う兩親の負擔に関する理由

産兒制限實態調査結果の概要(第一次報告)

D … その他

である。これに依ると無關心及び不必要とするものが最も多く、回答者中三七・九%を占め、特に工員において最も多く、右については子供數の關係から實行を望まざるものが多く二六・五%を占め、特に官公職員では、無關心及び不必要とするものよりも多い。なお、この種の行為を嫌悪していると答えたものも一四・五%あり不實行理由の第三位を占めている。

第六表 不實行者不實行理由

|     | 官公職員 | 工場技術員 | 事務員 | 工員  | 總計     | 割合 |
|-----|------|-------|-----|-----|--------|----|
| A   | 一六六  | 二七    | 一四二 | 三三五 | 三七・九%  |    |
| B   | 八二   | 一一    | 三五  | 一二八 | 一四・五%  |    |
| C   | 一九二  | 九     | 三三  | 二三四 | 二六・五%  |    |
| D   | 一六   | 一     | 一五  | 三二  | 三・六%   |    |
| E   | 二    | 一     | 一   | 二   | 〇・二%   |    |
| F   | 六    | 一     | 一   | 八   | 〇・九%   |    |
| G   | 六七   | 一     | 一七  | 八五  | 九・六%   |    |
| AB  | 三    | 一     | 四   | 八   | 〇・九%   |    |
| AC  | 一〇   | 三     | 二九  | 四二  | 四・八%   |    |
| AD  | 三    | 一     | 六   | 一〇  | 一・一%   |    |
| 計   | 五四七  | 五五    | 二八二 | 八八四 | 一〇〇・〇% |    |
| 無記入 | 一三〇  | 二九    | 二六一 | 四二〇 |        |    |

- 〔註〕 A … 無關心及び不必要  
 B … 不希望(嫌厭)  
 C … 不希望(子供數上の理由)  
 D … 希望するも實行不能  
 (器具藥品に関するもの)  
 E … 希望するも實行不能  
 (環境上の理由)

F... 夫妻の意見不一致  
G... その他

分であり、民族全體とか社會全體に對する考慮は見られなかつた。

六、受胎調節と收入

實行者と不實行者の夫の收入月額を職業地位別に集計した結果は第七表の如くであるが、これに依ると官公職員は實行者の方が高く、工場事務者は不實行者の方が若干高くなつてゐる。避妊實行の理由が、上にみたよう

第七表 平均收入月額(夫)

| 職業            | 平均收入月額(夫) |       |
|---------------|-----------|-------|
|               | 實行者       | 不實行者  |
| 事務官           | 一、六九五     | 一、三七一 |
| 技官            | 一、八三四     | 一、〇四七 |
| 教官            | 一、四一一     | 一、一五三 |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 一、六五四     | 一、四九七 |
| 工場事務員         | 一、五二三     | 一、四五二 |
| 工場員           | 一、二七九     | 一、二八五 |
| 計             | 一、六〇八     | 一、二四七 |

に經濟的考慮を中心としてゐる以上、官公職員にあつて實行者の方の收入が却つて高いのは一見奇異に感ぜられるが、しかし不實行者の收入が低いのは、恐らく年齢が若い事、従つてまた子供數も少くて未だ實行しないものが多いためと考えられよう。

七、受胎調節と教育程度

教育程度別にその實行率を見た結果は第八表の如くであるが、觀察數の

第八表 教育程度別實行率

| 職業            | 實行者         |           | 不實行者        |           |
|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|               | 實數          | %         | 實數          | %         |
| 官公職員          | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 事務官           | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 技官            | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 教官            | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 工場事務員         | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 工場員           | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 計             | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |

  

| 教育程度 | 實行者         |           | 不實行者        |           |
|------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|      | 實數          | %         | 實數          | %         |
| 專門以上 | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 中等學校 | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 小學校  | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |
| 計    | 101 (100.0) | 91 (90.0) | 101 (100.0) | 91 (90.0) |

〔註〕 工員の夫の專門以上の實行者は一名である。

第八表 附表(イ) 教育程度別の分布

無記入 一 二 八 二

|      |    |     |    |     |    |     |    |
|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 官公職員 | 實數 | 夫   | 妻  | 夫   | 妻  | 夫   | 妻  |
|      | %  | %   | %  | %   | %  | %   | %  |
| 專門以上 | 四〇 | 三六  | 三三 | 三三  | 三二 | 三二  | 三二 |
| 中等學校 | 一五 | 三九  | 四〇 | 三三  | 四一 | 三六  | 三三 |
| 小學校  | 三  | 三三  | 九  | 三二  | 五  | 一九  | 三三 |
| 計    | 六〇 | 一〇〇 | 五〇 | 一〇〇 | 九  | 一〇〇 | 六  |
| 無記入  | 七  |     | 三  |     | 五  |     | 三  |

|           |    |     |    |     |    |     |    |
|-----------|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 工場技術員、事務員 | 實數 | 夫   | 妻  | 夫   | 妻  | 夫   | 妻  |
|           | %  | %   | %  | %   | %  | %   | %  |
| 專門以上      | 〇  | 〇〇  | 二  | 〇四  | 五〇 | 四六  | 八  |
| 中等學校      | 五  | 〇三  | 七  | 四一  | 三〇 | 九四  | 五  |
| 小學校       | 四  | 九七  | 四  | 五二  | 四〇 | 四〇  | 五二 |
| 計         | 五七 | 一〇〇 | 五〇 | 一〇〇 | 一三 | 一〇〇 | 一三 |
| 無記入       | 三  |     | 三  |     | 四  |     | 三  |

第八表 附表(口) 教育程度別夫妻組合せ

|      |     |      |           |     |      |
|------|-----|------|-----------|-----|------|
| 官公職員 | 實行者 | 不實行者 | 工場技術員、事務員 | 實行者 | 不實行者 |
|      | 中   | 中    |           | 中   | 中    |
| 計    | 二二〇 | 四三三  | 計         | 二〇  | 三三   |
| 無記入  | 〇   | 四    | 無記入       | 一   | 二    |
| 專門以上 | 一八〇 | 三六九  | 專門以上      | 一九  | 二九   |
| 中等學校 | 五五  | 一一一  | 中等學校      | 七   | 二八   |
| 小學校  | 一五  | 二二   | 小學校       | 〇   | 一    |
| 計    | 七二  | 一三四  | 計         | 七   | 二九   |

産兒制限實態調査結果の概要(第一次報告)

|      |     |      |           |     |      |
|------|-----|------|-----------|-----|------|
| 官公職員 | 實行者 | 不實行者 | 工場技術員、事務員 | 實行者 | 不實行者 |
|      | 低   | 低    |           | 低   | 低    |
| 計    | 二〇  | 四二   | 計         | 二〇  | 四二   |
| 無記入  | 三   | 九    | 無記入       | 三   | 九    |
| 專門以上 | 二八  | 一四   | 專門以上      | 二八  | 一四   |
| 中等學校 | 五   | 六五   | 中等學校      | 五   | 六五   |
| 小學校  | 二   | 二五   | 小學校       | 二   | 二五   |
| 計    | 三二  | 六七   | 計         | 三二  | 六七   |
| 無記入  | 八   | 二五   | 無記入       | 八   | 二五   |

|      |     |      |           |     |      |
|------|-----|------|-----------|-----|------|
| 官公職員 | 實行者 | 不實行者 | 工場技術員、事務員 | 實行者 | 不實行者 |
|      | 中   | 中    |           | 中   | 中    |
| 計    | 二〇  | 四二   | 計         | 二〇  | 四二   |
| 無記入  | 三   | 九    | 無記入       | 三   | 九    |
| 專門以上 | 一   | 二    | 專門以上      | 一   | 二    |
| 中等學校 | 〇   | 二九   | 中等學校      | 〇   | 二九   |
| 小學校  | 〇   | 〇    | 小學校       | 〇   | 〇    |
| 計    | 一   | 二九   | 計         | 一   | 二九   |
| 無記入  | 八   | 二九   | 無記入       | 八   | 二九   |

|      |     |      |           |     |      |
|------|-----|------|-----------|-----|------|
| 官公職員 | 實行者 | 不實行者 | 工場技術員、事務員 | 實行者 | 不實行者 |
|      | 高   | 高    |           | 高   | 高    |
| 計    | 二〇  | 四二   | 計         | 二〇  | 四二   |
| 無記入  | 三   | 九    | 無記入       | 三   | 九    |
| 專門以上 | 〇   | 二    | 專門以上      | 〇   | 二    |
| 中等學校 | 〇   | 二九   | 中等學校      | 〇   | 二九   |
| 小學校  | 〇   | 〇    | 小學校       | 〇   | 〇    |
| 計    | 〇   | 二九   | 計         | 〇   | 二九   |
| 無記入  | 八   | 二九   | 無記入       | 八   | 二九   |

過少な官公職員の内譯を除いてその實行率は概ね教育程度の上昇に伴い高くなつてゐる。たゞ官公職員の妻の場合に全く逆の傾向がでていることについては、教育程度別の差異が官公職員よりも工員において一層強くあらわれていること、特に小學校卒業者の實行率において顯著な差異のあることを考へ合せてみると、職場環境の影響による生活意識の相違は無視し難い事實で、教育程度の低下に伴う低地位と低収入とが知的労働を中心とす

る職場環境にあつては、却つて一層強くその實行率を高めることになるのだと考へることもできよう。勿論正確なる論斷は更に今後の本格的調査の結果にまたねばならぬ。

八、受胎調節と年齢

實行不實行の別を失妻の年齢からみた結果は第九表の如くで、實行者は不實行者に比して概して平均年齢が高い。上掲第七表における平均収入が實行者において高い一つの原因はこの事實によつても説明せられよう。

第九章 平均年齢

| 職 務           | 夫    |      | 妻    |      |
|---------------|------|------|------|------|
|               | 現在   | 過去   | 現在   | 過去   |
| 事 務 官         | 27.0 | 27.2 | 27.0 | 26.9 |
| 技 術 官         | 27.7 | 27.0 | 27.2 | 27.0 |
| 教 官           | 28.8 | 27.1 | 27.4 | 27.0 |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 27.9 | 27.2 | 27.8 | 27.3 |
| 工 場 技 術 員     | 27.3 | 27.3 | 27.0 | 27.2 |
| 工 務 員         | 27.3 | 27.5 | 27.1 | 27.4 |
| 總 計           | 27.4 | 27.6 | 27.0 | 27.3 |

〔註〕 現在及び過去に實行した者の平均年齢を見たので時期不明の者は算出せず。

更に實行者の中でも特に過去に實行して現在では最早實行していないものの方が、現在も引續き實行しているものよりも大體年齢が高い。即ち避妊の實行に年齢關係が極めて決定的な關聯をもつてゐることが、本表によつて明かになる。しかしそれは年齢關係が結婚持續期間、現在の収入、子供數等に對して極めて決定的な關聯をもつてゐるからで、

本表中異例と考へられるものもその點を分析することによつてその理由を納得し得よう。即ち一般的には過去實行者の方が現在實行中の者より年齢が高いが、特に教官の場合にのみ過去實行者の方が現在實行中のものより却つて低年齢になつてゐる。しかしその収入、子供數等を比較してみると、平均収入は現在實行者の八六四圓に對し過去實行者は一三〇四圓と遙かに高く、又その平均現存子供數は、現在實行者は男兒一・七人女兒一・一人を得て、平均希望子供數男兒一・九人女兒一・〇人に近い實狀にあるに反し、過去に實行し現在實行していない教官は、平均現存子供數男兒〇・九人女兒〇・七人で一人に充たないのである。而も平均希望子供數は、男兒二・〇人女兒一・三人を欲してゐる。即ち年齢は低いが収入は多く、しかも子供數は特に少ないのである。なお不實行者の年齢が特に現在實行者より高いのは、不實行者の凡てが必ずしも低年齢者ばかりではない當然の結果といつてよ。

九、受胎調節と結婚年齢

實行不實行の別を特に夫妻の平均結婚年齢からみた結果は第十表の如くであるがこれをも一般に實行者の方が早婚であることが明瞭である。即ち早婚なるが故に適當な子供を既に得て實行に入つたものと考えられるのであり特に、前表の平均年齢と照合する時その婚姻持續期間において、相當の差が出来ることは肯づけよう。但し工員において夫妻とも實行者の

第十表 平均結婚年齢

| 職 務   | 夫    |      | 妻    |      |
|-------|------|------|------|------|
|       | 實行者  | 不實行者 | 實行者  | 不實行者 |
| 事 務 官 | 27.8 | 28.1 | 27.1 | 27.2 |

|               |     |      |      |      |
|---------------|-----|------|------|------|
| 技 官           | 二六〇 | 二七一一 | 二二一〇 | 二二一四 |
| 教 官           | 二八一 | 二八八  | 二二二  | 二二一六 |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 二七一 | 二八一〇 | 二二一一 | 二二一九 |
| 工場事務員         | 二六一 | 二七〇  | 二二一〇 | 二二一〇 |
| 工場事務員         | 二七一 | 二六四  | 二二一九 | 二二一五 |
| 計             | 二七一 | 二七四  | 二二二  | 二二一七 |

方が却つて結婚年齢が高いことが注意を惹くが、上掲第八表教育程度別觀察の示すように工員において教育程度別實行率の差異が特に著しいことを考え合せれば實行者の結婚年齢が却つて高いということも一應の説明がつかないことはないが問題の核心は結婚年齢そのものよりも、寧ろ之に伴う結婚持續期間や出産頻度、結局は現在の子女数の如何にかゝつてゐるわけで、結婚年齢だけから一義的な傾向を求めるとはもとゞ無理である。

### 十、受胎調節と婚姻持續期間

實行不實行の別を更に平均婚姻持續期間からみた結果は第十一表の如くであるが、上掲第九及十表による夫妻の年齢及び結婚年齢の觀察結果は之によつて更に具體的に肯定せられよう。即ち婚姻持續期間よりみても、實行者は概して不實行者より長く、また實行者中でも過去に於いて實行せるものの方が現在實行者よりもその期間は長い、なお特に教官について、さ

第十一表 平均婚姻持續期間

|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 技 官   | 實 行 者 | 不 實 行 者 |
|       | 現 在   | 過 去     |
| 事 務 官 | 一〇一一  | 二二四     |
| 技 官   | 二二五   | 一四九     |
| 教 官   | 一一五   | 一一五     |
| 計     | 一一五   | 一〇一一    |

産兒制限實態調査結果の概要(第一次報告)

官吏と記入せる者及びその他 一一一五 一六一五 九一五  
 工場事務員 八一三 一三三〇 八一五  
 工場事務員 二二六 一三二二 一〇一九  
 計 二一三 一三一六 九一七

きに年齢關係からみたとき、その夫の年齢は現在實行者の方が過去行つて現在行つていないものよりも却つて高くでいたが、婚姻持續期間から之をみると兩者ともに十一年五ヶ月と同じ期間になつてゐる。また特に工場技術員事務員においては不實行者が現在實行者より若干長い期間を示してゐるのは高年齢の不實行者を含む結果とみるべきであらう。

### 十一、受胎調節とその開始の時期

轉じて實行者が結婚後何年目より受胎調節を始めてゐるかを見る。第十二表の示す如く、官公職員ではいづれもみな四年より五年の間に始めてゐる、之に較べ工場の技術員、事務員は特に早く三年目より始めており、逆に純工員は特におそく六年二ヶ月より始めてゐる。即ちこれはその經濟的逼迫(第七表参照)にも拘らず、生活合理化の意識の特に立ちおくれれてゐるとがうかがわれよう。尤もかかる職業、職場別の生活意識の相違について

第十二表 結婚後實行開始までの平均期間

|               |      |
|---------------|------|
| 技 官           | 平均期間 |
| 事 務 官         | 四一三  |
| 教 官           | 四一六  |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 五一〇  |
| 工場事務員         | 四一七  |
| 工場事務員         | 三三〇  |
| 計             | 六一二  |
| 計             | 四一九  |

は今後の更に詳細なる調査の結果にまたねばならぬ。



### 十二、受胎調節と子供數

#### 1. 現存子供數

受胎調節に最も關係の深い現存子供數を實行、不實行者別にみた結果は第十三表の示すが如くであるが、これに依ると實行者は男兒は一・五人、女兒一・二人、計二・七人であり、不實行者は男兒一・一人、女兒も一・一人で計二・二人となつてゐる。即ち不實行者の方が子供數が少いが、特に男

第十三表 平均現存子供數

| 事務官<br>技官<br>教官<br>官吏と記入せる者及びその他 | 實行者 |     | 不實行者 |     |
|----------------------------------|-----|-----|------|-----|
|                                  | 男兒  | 女兒  | 男兒   | 女兒  |
| 事務官                              | 一・六 | 一・一 | 一・三  | 〇・九 |
| 技官                               | 一・六 | 一・三 | 一・二  | 〇・九 |
| 教官                               | 一・三 | 一・〇 | 一・二  | 〇・九 |
| 官吏と記入せる者及びその他                    | 一・一 | 一・一 | 一・二  | 〇・九 |
| 工場事務員                            | 一・三 | 〇・九 | 一・二  | 〇・九 |
| 工場技師                             | 一・四 | 一・二 | 一・二  | 〇・九 |
| 工場事務員                            | 一・五 | 一・二 | 一・二  | 〇・九 |
| 總計                               | 一・五 | 一・二 | 二・七  | 二・二 |

| 事務官 | 男兒  | 女兒  | 計   | 性比<br>(女兒一〇〇に對する男兒數) |
|-----|-----|-----|-----|----------------------|
| 事務官 | 一・〇 | 一・〇 | 二・〇 | 九四・六                 |

第十四表 希望子供數

(イ) 男女兒別希望子供數組合せ

| 男女 | 事務官 |      | 技官  |      | 教官  |      | 官吏と記入せる者<br>及その他 |      | 工場員 |      | 技術者事務員 |      | 總計 |
|----|-----|------|-----|------|-----|------|------------------|------|-----|------|--------|------|----|
|    | 實行者 | 不實行者 | 實行者 | 不實行者 | 實行者 | 不實行者 | 實行者              | 不實行者 | 實行者 | 不實行者 | 實行者    | 不實行者 |    |
| 男  | 一   | 一    | 一   | 一    | 一   | 一    | 一                | 一    | 一   | 一    | 一      | 一    | 三  |
| 女  | 一   | 一    | 一   | 一    | 一   | 一    | 一                | 一    | 一   | 一    | 一      | 一    | 三  |
| 夫  | 一   | 一    | 一   | 一    | 一   | 一    | 一                | 一    | 一   | 一    | 一      | 一    | 三  |
| 妻  | 一   | 一    | 一   | 一    | 一   | 一    | 一                | 一    | 一   | 一    | 一      | 一    | 三  |
| 總計 | 一   | 一    | 一   | 一    | 一   | 一    | 一                | 一    | 一   | 一    | 一      | 一    | 六  |

方は男兒一二・八・三で、不實行者の方は男兒一〇・二・二となる。なお本表中特に注目すべき點は、工員の子供數が避妊開始の時機が遅いにも拘らず、事務官、技官等に比して少いことと、これは工員における多産多死の現象と、また墮胎流産などの事實を反映するものではないであらうか。

2. 希望子供數

次にこれら夫妻が如何程の子供數を最も適當なものとして希望しているかを調査した結果が第十四表の示すところである。本表(イ)に依つてみると、實行者の場合は、夫は男兒二名女兒一名、妻は男女兒二名宛を希望するものが最も多く、次に夫が男女兒二名宛を希望し、妻が男兒二名女兒一名を希望するものが多い。次に多いのは夫は男兒三名女兒二名を希望する





實行者不實行者の現存子供數と希望子供數のひらきは以上の如くであるが、受胎調節と子供數との關係は更に實行者の實行開始時において之を明らかにする必要があろう。その集計結果は第十五表の如くで、これに依つてみると平均男兒一・一人女兒〇・八人計一・九人の子供を持つてから始めている事になる。

特に注目すべきことは右總平均においても、またその職種別内譯においても男兒一名をもつことが恰も實行開始の必要條件であるかの如き觀を呈していることである。内譯別に見て男兒一人をもたないものは、「官吏と

第十五表 實行開始時の平均生存子供數

| 職 業           | 男 兒 |     | 女 兒 |       | 計 | 性比<br>(女兒100に對する男兒數) |
|---------------|-----|-----|-----|-------|---|----------------------|
|               | 數   | 官   | 數   | 官     |   |                      |
| 事 務 官         | 一〇  | 〇・七 | 一・七 | 一四八・四 |   |                      |
| 技 術 官         | 一・一 | 一〇  | 二・一 | 一一六・七 |   |                      |
| 教 官           | 一・一 | 〇・七 | 一・八 | 一六〇・〇 |   |                      |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 〇・九 | 〇・九 | 一・八 | 一〇〇・〇 |   |                      |
| 工場 技術員        | 〇・七 | 〇・六 | 一・三 | 一二七・三 |   |                      |
| 工場 事務員        | 一・五 | 〇・八 | 二・三 | 一八二・九 |   |                      |
| 工 員           | 一・一 | 〇・八 | 一・九 | 一三八・九 |   |                      |
| 總 計           | 一・一 | 〇・八 | 一・九 | 一三八・九 |   |                      |

記入せるもの及びその他」と「工場技術員事務員」とだけであるが、女兒の方は「技術官」がわづかに一人の平均數を示すのみで他は皆一人に達してゐない。いま前十三表によつて不實行者の現存子供數を見ると、何れもこの實行者の實行開始時における子供數を超えていることになる。

このこと自身は、不實行者には無關心からの乃至は主義主張の上からの不實行者がある以上、別に異とするに足る事柄ではないが、子供の性別の問題も無視することのできない強い理由になつてゐるようである。即ち實

行者の實行開始時の男女兒割合は女兒二〇〇に對して男兒一三八・九となつてゐるのに對し、不實行者の現存子供數の性比は女兒一〇〇に對して男兒一〇二・二である。之を更に職種別内譯において對照表示してみると次の如くである。

| 職 業           | 不實行者の現在<br>(女兒100に對し男兒) |       | 實行者の實行開始時 |       |
|---------------|-------------------------|-------|-----------|-------|
|               | 數                       | 官     | 數         | 官     |
| 事 務 官         | 九四・六                    | 一〇四・一 | 一四八・四     | 一一六・七 |
| 技 術 官         | 六二・五                    | 九四・九  | 一六〇・〇     | 一〇〇・〇 |
| 官吏と記入せる者及びその他 | 一〇三・六                   | 一一〇・〇 | 一二七・三     | 一八二・九 |
| 工場 技術員        | 一一〇・〇                   | 一〇二・二 | 一三八・九     |       |
| 工場 事務員        |                         |       |           |       |
| 工 員           |                         |       |           |       |
| 總 計           |                         |       |           |       |

### 十三、受胎調節の出産間隔に及ぼす影響

出産間隔の如何は受胎調節の原因となると共に又この結果としても現われ、そして出産間隔の延長は子供數の制限のための中心的な手段であると共に、又それ自身が第一義的な目的として意圖せられ子供數の制限は却つてこの結果として現われることになる。受胎調節の實態は平均子供數の如何よりも寧ろ出産間隔との關係において之に一般と直接かつ具體的に明らかにされねばならぬ。その集計結果は第十六表の示す如くであるが、本表(イ)に依つてみると實行者においては實行開始前は二年五月であつたものが、實行後は三年十月に延びており、不實行者においては二年十月で丁度この中間に位置してゐる。即ち實行者の實行前の出産間隔は不實行者よりも幾分短かく、そして實行後は格段に長くなつてゐる。この實行者不實行

者別の出産間隔を更に出産順位別に分析して見たものが(ロ)表であるが、  
 第十六表 平均出産間隔

(イ)

| 実行者<br>不実行者 | 実行者  |       | 不実行者 |       |
|-------------|------|-------|------|-------|
|             | 実行期間 | 不実行期間 | 実行期間 | 不実行期間 |
| 事務官         | 二一五  | 二一三   | 二一三  | 二一五   |
| 技官          | 三三四  | 三三八   | 四一三  | 四一三   |
| 教官          | 二一八  | 二一七   | 二一七  | 二一九   |
| 工場技術員       | 二一八  | 二一六   | 二一五  | 二一九   |
| 工員          | 三三六  | 四一四   | 三二〇  | 三二〇   |
| 總計          | 二一九  | 二二一   | 二二一〇 | 二二一〇  |

(ロ)

| 結婚—第一子<br>第一子—第二子<br>第二子—第三子<br>第三子—第四子<br>第四子—第五子<br>第五子—第六子<br>第六子—第七子<br>第七子—第八子<br>第八子—第九子 | 事務官 |     | 技官  |     | 教官  |     | 官吏と記入<br>せる者及び<br>その他 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|
|  | 年   | 月   | 年   | 月   | 年   | 月   |                       |
| 結婚—第一子   | 一一八 | 一一八 | 一一四 | 一一四 | 一一一 | 一一一 | 一一五                   |
| 第一子—第二子  | 二一八 | 二一八 | 二一五 | 二一五 | 二一四 | 二一四 | 二一九                   |
| 第二子—第三子  | 二一一 | 二一一 | 三二二 | 三二二 | 三三三 | 三三三 | 三二五                   |
| 第三子—第四子  | 三三四 | 三三四 | 三三六 | 三三六 | 三三一 | 三三一 | 三二〇                   |
| 第四子—第五子  | 三三三 | 三三三 | 三三六 | 三三六 | 二一九 | 二一九 | 二一〇                   |
| 第五子—第六子  | 三一九 | 三一九 | 二一九 | 二一九 | 二二四 | 二二四 | 二一四                   |
| 第六子—第七子  | 一一八 | 一一八 | 四一三 | 四一三 | 二一五 | 二一五 | 二一五                   |
| 第七子—第八子  | 二一一 | 二一一 | 二一一 | 二一一 |     |     |                       |
| 第八子—第九子  | 二一〇 | 二一〇 |     |     |     |     |                       |

| 結婚—第一子<br>第一子—第二子<br>第二子—第三子<br>第三子—第四子<br>第四子—第五子<br>第五子—第六子<br>第六子—第七子<br>第七子—第八子<br>第八子—第九子 | 工場技術員 |     | 工員  |     | 總計  |
|--|-------|-----|-----|-----|-----|
|  | 年     | 月   | 年   | 月   |     |
| 結婚—第一子   | 一一五   | 一一五 | 一一〇 | 一一〇 | 一一五 |
| 第一子—第二子  | 三三〇   | 三三〇 | 二一四 | 二一四 | 二二七 |
| 第二子—第三子  | 三三四   | 三三四 | 二一一 | 二一一 | 三二二 |
| 第三子—第四子  | 二一九   | 二一九 | 二一〇 | 二一〇 | 三一一 |
| 第四子—第五子  | 三三三   | 三三三 | 三一一 | 三一一 | 三二一 |
| 第五子—第六子  | 四一三   | 四一三 | 二一五 | 二一五 | 三一一 |
| 第六子—第七子  | 二一三   | 二一三 | 二一三 | 二一三 | 二一八 |
| 第七子—第八子  | 二一一   | 二一一 | 二一一 | 二一一 | 二一六 |
| 第八子—第九子  | 二一〇   | 二一〇 |     |     | 二一〇 |

| 結婚—第一子<br>第一子—第二子<br>第二子—第三子<br>第三子—第四子<br>第四子—第五子<br>第五子—第六子<br>第六子—第七子<br>第七子—第八子<br>第八子—第九子 | 事務官 |     | 技官  |     | 教官  |     | 官吏と記入<br>せる者及び<br>その他 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|
|  | 年   | 月   | 年   | 月   | 年   | 月   |                       |
| 結婚—第一子   | 一一六 | 一一六 | 一一七 | 一一七 | 一一八 | 一一八 | 一一一                   |
| 第一子—第二子  | 二一五 | 二一五 | 二一九 | 二一九 | 三一一 | 三一一 | 二二七                   |
| 第二子—第三子  | 二一九 | 二一九 | 三三四 | 三三四 | 二一一 | 二一一 | 二一八                   |
| 第三子—第四子  | 二一七 | 二一七 | 二一一 | 二一一 | 二一六 | 二一六 | 三一                    |
| 第四子—第五子  | 二一七 | 二一七 | 二一一 | 二一一 | 一九九 | 一九九 | 三二二                   |
| 第五子—第六子  | 二一三 | 二一三 | 二一七 | 二一七 | 二一四 | 二一四 | 二一九                   |
| 第六子—第七子  | 二一三 | 二一三 | 二一四 | 二一四 | 二一五 | 二一五 | 三二八                   |
| 第七子—第八子  | 二一一 | 二一一 | 二一五 | 二一五 |     |     |                       |
| 第八子—第九子  | 三二〇 | 三二〇 |     |     |     |     |                       |
| 工場技術員  | 一一八 | 一一八 | 一一九 | 一一九 | 一一七 | 一一七 |                       |
| 工員   | 二一九 | 二一九 | 二一一 | 二一一 | 二一九 | 二一九 |                       |
| 總計   | 二一九 | 二一九 | 二一一 | 二一一 | 二一八 | 二一八 |                       |
| 第三子—第四子  | 二一九 | 二一九 | 三一一 | 三一一 | 二一六 | 二一六 |                       |

|         |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
| 第四子—第五子 | 二一— | 二一— | 二一七 |
| 第五子—第六子 | 二一四 | 三一— | 二一七 |
| 第六子—第七子 | 三一— | 二一九 | 二一〇 |
| 第七子—第八子 | 一一七 | 三八八 | 二一八 |
| 第八子—第九子 | 一一一 | 三一— | 三一六 |

之に依つてみると、實行者における出産間隔の延長は第二子と第三子の間に明瞭に觀取せられ、以後概ねその步調をつづけており、第六子を産むまで尙て三年以上の間隔を保つてゐる。これに對して不實行者は一般に第八子を産むまで平均して間隔三年を越えるものはない。なお職種内譯別に見て注意すべき點は上掲第十二表にみた如き實行開始期間の職種別相違が、出産間隔の延長時期の上にも現われていること、實行開始の特に早い工場技術員、事務員(三年目よりの實行開始)においては第二子を産む時、出産間隔の延長がみられ、反之その特に遅い工員(六年二月より)においては第五子を産む時はじめて出産間隔の延長が現われている。

#### 十四、受胎調節の方法及びその効果

受胎調節の普及状況と、子供數の制限乃至出産間隔の延長等に現われたその効果については凡そ以上の如くであるが、更に右實行者がその實行に當つて實際に使用した技術方法別の種類とその頻度、竝に實行者自身の判定によるそれらの方法別の成功率を示すものが第十七表である。これに依つてみるとコンドーム法が最も多く使用されており、その他の方法との併用の場合を除分しても三五・一〇という割合を示している。なおこれを使用した結果成功と答えたものは六七名でその成功率は五八・三〇である。次に多いのは禁欲法で二一・三〇の割合である。その大部分は所謂荻野學說に依る定期禁欲法であるが、回答上明確に定期禁欲法と判定せらるるものにお

産兒制限實際調査結果の概要(第一次報告)

第十七表 受胎調節方法別頻度及び成功胎

| 方 法         | 使用 者 | 割 合    | 成 功 率  |
|-------------|------|--------|--------|
| 禁 欲 法       | 七〇   | 二一・三   | 五五・七%  |
| (定期禁欲法)     | (四二) | (二二・八) | (五九・五) |
| コ ン ド ー ム 法 | 一一五  | 三五・一   | 五八・三   |
| 中 絶 法       | 三七   | 一一・二   | 六三・二   |
| 定期禁欲法       | 二七   | 八・二    | 六六・七   |
| コ ン ド ー ム 法 | 七    | 二・一    | 一一・四   |
| 中 絶 法       | 七    | 二・一    | 五七・一   |
| 喇 叭 管 結 紮 法 | 二    | 〇・六    | 一〇〇・〇  |
| ベ ッ サ リ ー 法 | 三    | 〇・九    | 六六・七   |
| 手 術         | 四    | 一一・三   | 一〇〇・〇  |
| 洗 滌 法       | 四    | 一一・三   | 五〇・〇   |
| コ ン ド ー ム 法 | 二    | 〇・六    | 五〇・〇   |
| ベ ッ サ リ ー 法 | 二    | 〇・六    | 七五・〇   |
| コ ン ド ー ム 法 | 四    | 一一・三   | 五〇・〇   |
| 洗 滌 法       | 九    | 二・七    | 四四・四   |
| 器 具         | 二    | 〇・六    | 五〇・二   |
| 藥 品         | 三    | 〇・九    | 四二・九   |
| 其 の 他       | 三五   | 一〇・七   | 四二・九   |
| 計           | 三三八  | 一〇〇・〇  | 五六・四   |
| 無 記 入       | 一三三  |        |        |

いては五九・五%の成功率をおさめている。これは最も自然的な方法に依るもので、その技術的特性上知識層において多く實行されている。これに多いのは中絶法の二一・二%で、六二・二%の成功率を示している。また定期禁欲法とコンドーム法との併用も多く、その割合八・二%で之につき、その成功率は六六・七%は單獨使用の場合よりも高い結果數字を示して

る。その他の方法は何れも以上に比し例数が少く、はつきりしたことは言えない。本表を通覧するに何れも完全に成功したと言えるものはなく、喇叭管結禁と手術が一〇〇%の成功率を示すのみである。勿論これらを實行するにあつてその技術の拙劣さのための不成功もない譯ではなく、従つて本表の示す成功率は必ずしも各方法の技術的良否を示すものではないことを注意せねばならぬ。

恐らく醫學的手術以外には一〇〇%完全なものは存在しないといつてもよいのではないであらうか。なお本表上特に注目すべき點は方法上特に女性の側に負擔の多い洗滌法、ペツサリー法、又は藥品等が割合に使用されてないことで、それが女性の知識が低いためか、乃至はその實用技術の困難なためかは明らかでないが、恐らく双方の理由に基くものと考えられる。

要之、成功率が五〇%内外であるということは、避妊技術と言う點からみてなお研究を要すべき多くのこと柄が残されていることを示すものといつてよいと思う。

### 十五、實行者が最良と思う受胎調節の方法

なお本調査は實行者に對して各自が最良と思う方法についての意見を聞いてみたが、その結果は第十八表の示す如くで、コンドーム法と答えたものが六四人で回答者中三五・〇%を占め、次に禁欲法が多く三四名で一八・六%、これに次いで定期禁欲法とコンドーム法との併用が多い。大體

#### 第十八表 最良方法に對する意見別(實行者)

| 方 法   | 官公職員 | 工場技術員 | 事務員 | 工 員 | 總 計  | 割合 % |
|-------|------|-------|-----|-----|------|------|
| 禁 欲 法 | 二八   | 三     | 三   | 三四  | 一八・六 |      |

| (定期禁欲法) | (二二) | (一) | (三) | (二五) | (一三・七) |
|---------|------|-----|-----|------|--------|
| コンドーム法  | 五一   | 三   | 一〇  | 六四   | 三五・〇   |
| 中 絶 法   | 四    | 一   | 三   | 七    | 三八     |
| 定期禁欲法   | 一五   | 一   | 一   | 一六   | 八・七    |
| コンドーム法  | 二    | 一   | 一   | 四    | 二・二    |
| 定期禁欲法   | 六    | 一   | 三   | 一〇   | 五・五    |
| レントゲン照射 | 五    | 一   | 一   | 五    | 二・七    |
| 洗 滌 法   | 二    | 二   | 一   | 四    | 二・二    |
| ペツサリー法  | 三    | 一   | 一   | 三    | 一・六    |
| 喇叭管結紮   | 七    | 一   | 一   | 八    | 四・四    |
| 器 具     | 三    | 二   | 四   | 九    | 四・九    |
| 藥 品     | 四    | 一   | 一   | 四    | 二・二    |
| 手 術     | 二    | 一   | 一   | 三    | 一・六    |
| 斷 種     | 一〇   | 一   | 二   | 一二   | 六・六    |
| 其 の 他   | 一四二  | 一四  | 二七  | 一八三  | 一〇〇・〇  |
| 計       | 一八五  | 一八  | 七四  | 二七七  |        |
| 無 記 入   |      |     |     |      |        |

實際の使用割合と似た結果になつてゐる。たゞ特に興味ある事實はレントゲン照射と言う意見が比較的多いことであるが、これは不妊となる恐れがあり、避妊法としての照射技術の問題等について十分な知識をもつた上で、回答であるか如何かは断定し難い。大體各自の實行してゐる方法が最良であると言う結論に終つてゐるようであるが、もつと良い方法を知りたいという回答も相當あつた。

### 十六、受胎調節の知識を得た事情

また實行者はこれらの實行法をどんな経路から知つたかについて調べた結果は第十九表の示す如くで、書籍から得たものが壓倒的に多く回答者中四七・七%を占めてゐる。「知人」「醫師」等の答えは比較的少く、「其の

他」と答えたものの方が却つて多いが、それが如何なる内容を示すものであるかは詳かでない。

第十九表 受胎調節の知識を得た方法別頻度(實行者)

| 方法        | 官公職員 | 工場技術員 | 事務員 | 工員  | 總計     | 割合    |
|-----------|------|-------|-----|-----|--------|-------|
| 書籍        | 一三六  | 一九    | 二一  | 一七六 | 四七六    | 四七・七% |
| 知人        | 二七   | 五     | 一三  | 四五  | 一三二    | 一三・二% |
| 醫師        | 三三   | 二     | 四   | 三九  | 一〇・六%  |       |
| 其の他       | 四八   | 二     | 一〇  | 六〇  | 一六・二%  |       |
| 書籍、知人     | 一四   | 一     | 一   | 一六  | 四・三%   |       |
| 書籍、醫師     | 一一   | 一     | 二   | 一三  | 三・五%   |       |
| 書籍、其の他    | 九    | 一     | 一   | 一一  | 三・〇%   |       |
| 書籍、知人、醫師  | 四    | 一     | 一   | 五   | 一・三%   |       |
| 書籍、知人、其の他 | 一    | 一     | 一   | 三   | 〇・三%   |       |
| 知人、醫師     | 一    | 一     | 一   | 三   | 〇・三%   |       |
| 知人、其の他    | 一    | 一     | 一   | 三   | 〇・三%   |       |
| 知人、醫師、其の他 | 一    | 一     | 一   | 三   | 〇・三%   |       |
| 計         | 二八六  | 三〇    | 五三  | 三六九 | 一〇〇・〇% |       |
| 無記入       | 四一   | 二     | 四八  | 九一  | 一      |       |

十七、將來における受胎調節の希望

最後に將來における受胎調節の望否を集計した結果が第二十表の示す如くで、實行者は八〇%以上夫妻とも實行を希望しており、夫妻とも希望しないものは一〇%に足りない。なおこの中には最早實行を考慮する必要のない年齢層に達しているもの、または醫學的處理の結果不妊となつたものが多いと考えられる。なお夫妻意見を異にするものが多少あるが、その中

で夫は望むが妻が望まないという場合よりも、寧ろ妻の方が望むにも拘らず第二十表 將來受胎調節に對する望否

| 實行者      | 官公職員 |         |    |       | 工場技術員 |        |    |         | 事務員 |        |    |       | 工員 |        |    |       | 總計 |       |    |        |
|----------|------|---------|----|-------|-------|--------|----|---------|-----|--------|----|-------|----|--------|----|-------|----|-------|----|--------|
|          | 實數   | %       | 實數 | %     | 實數    | %      | 實數 | %       | 實數  | %      | 實數 | %     | 實數 | %      | 實數 | %     | 實數 | %     |    |        |
| 夫(望)     | 三三   | (八四・一)  | 二  | (五・三) | 五     | (五・六)  | 三二 | (八三・二)  | 三   | (九・四)  | 二  | (六・七) | 一〇 | (三三・九) | 二  | (九・八) | 三  | (三・八) | 一〇 | (三三・七) |
| 夫(望)妻(否) | 七    | (二二・五)  | 〇  | (〇・〇) | 三     | (三・八)  | 一〇 | (三三・七)  | 六   | (一七・七) | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  |
| 夫(否)妻(望) | 二    | (六・〇)   | 〇  | (〇・〇) | 〇     | (〇・〇)  | 六  | (一七・七)  | 一   | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  |
| 計        | 三七   | (一〇〇・〇) | 二  | (六・〇) | 八     | (二四・二) | 四二 | (一〇〇・〇) | 一   | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  |
| 無記入      | 一    | (三・一)   | 一  | (三・一) | 一     | (三・一)  | 一  | (三・一)   | 一   | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  |
| 計        | 三三   | (一〇〇・〇) | 二  | (六・〇) | 八     | (二四・二) | 四二 | (一〇〇・〇) | 一   | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  | 一  | (三・一) | 一  | (三・一) | 一  | (三・一)  |

ず夫が望まないというものが多し。このことは不實行者の將來の望否についても同様の結果を示している。次に不實行者の將來における望否については夫妻とも希望するものが五〇%を超えている。但し夫妻とも依然として今後も希望しないというものも亦四〇%以上を占めている。

十八、人工妊娠中絶

なお嚴密な意味での受胎調節の範圍を超えるが、特に人工妊娠中絶について附帶調査せる結果の集計は第二一表の如くである。これによつてみると人工妊娠中絶をした頻度は、受胎調節實行者においては九・八%で不實行者の一・三%より遙かに多い。また右實行者中官公職員は一・三%で工



第二十一表 人工妊娠中絶

(イ) 割合

| 職別    | 實行者   | 不實行者 |
|-------|-------|------|
| 官公職員  | 一一・三% | 一・〇% |
| 工場技師  | 六・三   | 六・〇  |
| 工場事務員 | 五・九   | 〇・八  |
| 總計    | 九・八   | 一・三  |

(ロ) 理由別頻度

| 理由         | 實數 | %     |
|------------|----|-------|
| 經濟上        | 三  | 一〇・四  |
| 子供の健康上     | 一  | 三・四   |
| 母親の健康上     | 二三 | 七九・四  |
| 經濟上と母親の健康上 | 一  | 三・四   |
| 受胎調節失敗によつて | 一  | 三・四   |
| 計          | 二九 | 一〇〇・〇 |
| 無記入        | 三三 |       |

場勞務者の五・九%より遙かに多い割合を示している。又その理由を見る  
と親の健康を理由としているものが約八〇%で最も多いが、經濟上と明記  
せるものも一〇%を超えている。(二二、一、一〇)

『年齢別子女扶養費に就いて』附表

| 年齢  | 育兒費   | (年齢)x | (育兒費)Y | x <sup>2</sup> | xy     |
|-----|-------|-------|--------|----------------|--------|
| 〇歳  | 三〇・二七 | 一     | 一・〇〇   | 一              | 一・〇〇   |
| 一歳  | 二八・九五 | 二     | 〇・九六   | 四              | 一・九〇   |
| 二歳  | 三三・三三 | 三     | 一・一〇   | 九              | 三・三〇   |
| 三歳  | 四〇・二七 | 四     | 一・三四   | 一六             | 五・三二   |
| 四歳  | 二九・五五 | 五     | 〇・九九   | 二五             | 四・九〇   |
| 五歳  | 二六・六八 | 六     | 〇・八九   | 三六             | 五・二八   |
| 六歳  | 五二・四四 | 七     | 一・七四   | 四九             | 一二・一一  |
| 七歳  | 三一・九六 | 八     | 一・五〇   | 六四             | 一二・〇〇  |
| 八歳  | 三〇・三四 | 九     | 一・〇〇   | 八一             | 九・〇〇   |
| 九歳  | 三一・九九 | 一〇    | 一・五〇   | 一〇〇            | 一五・〇〇  |
| 一〇歳 | 二九・六三 | 一一    | 〇・八九   | 一二一            | 九・六八   |
| 一一歳 | 二六・六四 | 一二    | 〇・七九   | 一四四            | 九・三六   |
| 一二歳 | 四四・六四 | 一三    | 一・四八   | 一六九            | 一九・一一  |
| 一三歳 | 四一・三二 | 一四    | 一・三七   | 一九六            | 一九・〇四  |
| 一四歳 | 六八・〇〇 | 一五    | 二・二四   | 二二五            | 三三・六〇  |
| 一五歳 | 四七・九五 | 一六    | 一・五九   | 二五六            | 二五・二八  |
| 一六歳 | 八四・二四 | 一七    | 二・七九   | 二八九            | 四七・二六  |
| 一七歳 | 七二・四二 | 一八    | 二・四〇   | 三三四            | 四三・〇二  |
| 計   |       | 一七一   | 二五・五七  | 三〇九            | 二七七・五六 |